

社会福祉法人 広済会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広済会(以下「当法人」という)の役員及び外部役員、評議員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 外部役員とは、第三者委員、評議員選任・解任委員等、法人より業務を委嘱された者をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	10,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、理事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬等	5,000円

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及びを支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(外部役員への勤務報酬等)

第5条 外部役員が、当法人が開催する会議等へ参加した場合は、別表2「外部役員等報酬支払表」により、報酬を算定し支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員、外部役員が、業務により出張するときには、別に定める「旅費規程」を参考にして、費用の一部又は全額を支給できるものとする。

2 旅費等は原則として、会議の参加受付時に支払うこととするが、前項の出張にかかる必要経費については、事前に概算額を支払い出張終了後清算することができるものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2項1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年6月17日より適用する。

平成29年9月16日 一部改正

平成30年3月27日 一部改正

平成31年4月 1日 一部改正

別表1

名 称	報 酬	備 考
理事長及び 常務理事業務報酬等(月額)	各 70万円 以内	職員との兼務が ない場合
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	10,000円	
監事監査指導報酬等(日額)	10,000円	

別表2 外部役員等報酬支払表

項 目	外部役員等	職員を兼務する役員等	
		出勤日の 場合	休日の場合
会議等への参加を した場合	5,000円	なし	3,000円
会議以外での業務 にあたった場合	5,000円	なし	3,000円